



共同実施だより

4号

平成19年9月7日発行
10支部共同実施会(経営サポート班)

夏休みが終わり、学校には再び子どもたちの元気な声が聞こえるようになりました。まだまだ暑い日が続きますが、体調管理に十分配慮し前期を締めくくりましょう。

学校預り金 校内検査の手順について

用意する書類は？

- ・ 予算書
- ・ 収入決裁書
- ・ 物品購入伺書・支出決裁書
- ・ 出納簿
- ・ 預金通帳
- ・ 未納状況一覧

前期の会計検査の時期となりました。正確な事務処理をおこないましょう。

会計担当者

起案

学年主任

内容確認

事務主任

内容確認

教 頭

内容確認

校 長

決 裁

ぜんぜん検査をするの？

- ・ 予算書をもとに、前期分の執行状況を確認します。
- ・ 領収書等の貼付もれがないか確認します。
- ・ 収入決裁書、支出決裁書、出納簿、預金通帳の記載事項が合致しているか確認します。
- ・ 収入決裁書および支出決裁書は、それぞれ整理番号順にファイルしてあるか確認します。

未納者への対応は？

未納対応は、校内での共通理解を図り組織として取り組むことが大切です。清水地区校内会計の手引きにある未納者対マニュアルを参考にしてください。

～ 学校事務の共同実施を知っていますか？ ～

10 支部 8 校の学校事務（給与・旅費をはじめとして学校や子どもたちのためにできること）を、現在のところ 8 校の県費事務職員が共同で行っています。

8 月の共同実施会では、三手当（扶養・住居・通勤）が適正に支給されているか、毎年実施している「三手当実状確認届」に基づいての確認や、各校の「事務経営案」を持ち寄り今年度の取り組みや後期に向けての計画等を話し合いました。

また「共同実施だより」をとおして、清水区内の小・中学校が統一した会計処理ができるよう校内会計システムの定着を目指しています。



お知らせ



財形貯蓄の募集が始まっています

- 募集期間 平成 19 年 9 月 3 日（月）から平成 19 年 9 月 14 日（金）まで
- 募集内容 一般・年金・住宅の各財形貯蓄の新規契約および預入額の変更
年金および住宅の新規契約は、申込時点において満 55 歳未満の職員を対象とする
契約は一般・年金・住宅のそれぞれにつき一人一契約
- 控除開始月 平成 19 年 11 月の給与から控除開始

中型自動車・中型免許の新設について

道路交通法の一部改正により車両総重量 5 トン以上 11 トン未満等の自動車が新たに「中型自動車」として定義され、これに対応する免許として「中型免許」が新設されました。

詳しくは警視庁ホームページ

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp>